

① 「教会特別支援」は次のような内容です。・・・

- * 支援の対象：
 - ・前年度経常費が500万円以下であり、この支援によって財政的自立の見通しが立つ教会。
 - ・牧師給与は支援後の予算総額のおよそ70%かつ、連盟牧師給補助規程のおよそ75%を目安とする教会。
 - ・協力伝道献金が「祈りと励ましの標準比率」を達成もしくは達成予定であること。
 - ・理事会が特別な事由により支援を認めた教会。ここでいう特別な事由とは、自然災害、事故などによる一時的な経済的困窮を指す。

* 支期間と支援額：

- ・5年以内。但し、支援を延長することで、自立の見通しが立つと教会が判断する場合、最終年度前に延長の申請をすることが出来る。この場合でも支援累計期間は、8年を越えないものとする。
- ・初年度の支援額は、年度予算（支援を含む）の3分の1以内で次年度以降、漸減する。但し、連盟予算の限度、受理件数に基づき算定する。

* 申請書

- ：「申請書定形フォーム」の送付を連盟宣教部へ申し出る。
申請書、教会の宣教理念、自立を目指す方策（活動計画、財政計画、支援の位置付け）、前年度教会会計決算書、当年度教会会計予算書、その他常務理事が求める書類

* 申請締切

- ：2012年度支援の場合、2012年1月10日が支援申請締切となる。ただし、連盟予算に残額がある場合、年度途中で申請することもできる（要問い合わせ）。

* 決定までのプロセス：

- 1, 教会特別支援の申請用紙送付を宣教部に依頼する。
- 2, 新規の申請の場合、当該教会への問安を実施する。申請書送付依頼時点において、申請内容を確認の上、問安予定日を調整する。
- 3, 常務理事は、申請書を審査し、地区宣教主事会を経て、理事会に提案する。
- 4, 理事会は、申請件数、連盟予算を勘案の上、支援を決定する。

※緊急又は、軽微な場合は、常務理事が決定し、理事会の追認を受ける。

※2012年度の教会特別支援については、第4回地区宣教主事会（2012年1月16日～17日）、及び第3回理事会（2月7日～9日）を経て決定される。

- * 支援報告：当該教会は毎月の活動報告（定型用紙あり）を常務理事宛に提出する。

- * 参照規程：教会特別支援規程